

# 山口県報

平成19年  
8月7日  
(火曜日)

## 目次

告示

- 一 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(管財課)……………
- 二 森林病害虫等防除法の規定に基づく命令の内容となる事項の公表(二件)  
(森林整備課)……………
- 三 小野田都市計画事業小野田田の出一丁目土地区画整理事業の事業計画の変更認可  
(都市計画課)……………
- 四 県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示の一部改正(義務教育課)……………
- 五 公告
- 六 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)……………
- 七 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)……………
- 八 シルバー人材センター連合の事務所の所在地の変更の届出(労働政策課)……………
- 九 シルバー人材センター連合の住所及び事務所の所在地の変更の届出(労働政策課)……………
- 一〇 一般競争入札の実施(物品管理課)……………
- 一一 教委公告
- 一二 契約の締結……………
- 一三 雑報……………
- 一四 平成十八年度山口県市町村職員共済組合決算の要旨……………

山口県告示第四百七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定によ



り、山口県大島防災センター(仮称)新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十九年八月七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 山口県大島防災センター(仮称)新築工事
- (一) 工事場所 大島郡周防大島町大字久賀字地田五〇六六番五
- (二) 工事の概要

構 造	延 べ 面 積
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 平家建	一、三五五平方メートル

### 二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
  - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
  - 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。))を受けていること。
  - 3 出資比率が三十パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成十九年八月六日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(建築一式工事の数値が八百以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

### 三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
- 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共

同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」といふ。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県総務部管財課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十九年八月十七日から同月二十二日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十九年八月二十九日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県総務部管財課（電話〇八三一九三三一一二一六）にすること。

山口県告示第四百八号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定により、同法第三条第一項第一号の命令を行うので、同法第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、当該命令の内容となる事項を次のように公表する。

平成十九年八月七日

山口県知事 二井 関成

一 区域及び期間

(一) 区域

下関市、山口市、萩市、長門市及び阿武郡阿東町の区域内に存する高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域

(二) 期間

平成十九年八月二十七日から平成二十年三月二十四日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、当該樹木を伐倒して薬剤によりくん蒸するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 命令をしようとする理由

一の(一)の区域の松林において前年度に被害が発生しており、本年度の気象条件及び松くい虫の被害発生状況からみて、三の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延し、一の(一)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがある。

五 その他必要な事項

(一) 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(二) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、当該措置を行ったときは、山口県森林病虫害等防除法施行細則（昭和二十五年山口県規則第七十五号）第二条に定めるところにより、森林病虫害等防除実施届を提出するものとし、当該届の提出があったときは、知事は、当該届を提出した者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(三) 知事は、三に掲げる措置を行うべき者が、一の(二)に定める期間内に当該措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(四) 知事は、(三)の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

山口県告示第四百九号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第二項の規定により、特別伐倒駆除を命ずるので、同法第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、当該命令の内容となる事項を次のように公表する。

平成十九年八月七日

山口県知事 二井 関成

一 区域及び期間

(一) 区域

光市及び萩市の区域内に存する高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域

(二) 期間

平成十九年八月二十七日から平成二十年三月二十四日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して破砕するか、又は当該樹木を伐倒して焼却(炭化を含む。)を行うこと。

四 命令をしようとする理由

一の(一)の区域の松林において前年度に被害が発生しており、本年度の気象条件及び松くい虫の被害発生状況からみて、三の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延し、一の(一)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがある。

五 その他必要な事項

(一) 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(二) 三に掲げる措置のうち破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが六ミリメートル(木材チップパー)により破砕する場合は、十五ミリメートル)以下となるように行うこと。

(三) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、当該措置を行ったときは、山口県森林病虫害等防除法施行細則(昭和二十五年山口県規則第七十五号)第二条に定めるところにより、森林病虫害等防除実施届を提出するものとし、当該届の提出があったときは、知事は、当該届を提出した者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(四) 知事は、三に掲げる措置を行うべき者が、一の(一)に定める期間内に当該措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(五) 知事は、(四)の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

山口県告示第四百十号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第十条第一項の規定に基づき、小野田都市計画事業小野田日の出一丁目土地区画整理事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十九年八月七日

山口県知事 二井 関成

一 土地区画整理事業の名称

小野田都市計画事業小野田日の出一丁目土地区画整理事業

二 事務所所在地

山陽小野田市大字西高泊一三三九の六

三 施行認可の年月日

平成十八年六月六日

四 変更認可の年月日

平成十九年八月七日

山口県告示第四百十一号

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成十九年山口県告示第五十五号)の一部を次のように改正する。

平成十九年八月七日

山口県知事 二井 関成

二の表物品等の買入れ及び借入れの項中「小中学校ネットワークシステム用端末機器」を「小中学校事務ネットワークシステム用端末機器」に改める。



(四〇五) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十九年九月

十三日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十九年八月七日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十九年七月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 緑の里

代 表 者 の 氏 名 鈴木 重成

主たる事務所の所在地 下関市豊浦町大字宇賀八四七一番地

三 定款に記載された目的

山口県の全域を中心にごみの不法投棄による自然環境の破壊を防止することに尽力し、並びにより良い自然環境及び地域環境を将来に残すための事業を行うことにより、広く地域社会に貢献し、及び寄与すること。

(四〇六) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成十九年九月三日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県柳井県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十九年八月七日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十九年七月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人いい日の里

代 表 者 の 氏 名 濱中 豊子

主たる事務所の所在地 大島郡周防大島町大字棕野一三三八番地の一

(四〇七) シルバー人材センター連合の事務所の所在地の変更の届出

高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第四十五条において準用する同法第四十一条第四項の規定により、次のとおりシルバー人材センター連合の事務所の所在地を変更する旨の届出がありました。

平成十九年八月七日

山口県知事 二井 関 成

一 名称

社団法人山口県シルバー人材センター連合会

二 変更の内容

光市虹ヶ丘二丁目二番三九号に設置した事務所を光市中央五丁目二番一号に移転し、周南市大字富田二七三八の五に設置した事務所を廃止する。

三 変更年月日

平成十六年七月十六日

一 名称

社団法人山口県シルバー人材センター連合会

二 変更の内容

萩市大字須佐四九八の一五に設置した事務所を廃止する。

三 変更年月日

平成十七年七月十五日

一 名称

社団法人山口県シルバー人材センター連合会

二 変更の内容

美祢市大嶺町東分三四八の四に設置した事務所を美祢市大嶺町東分四一八の八に移転する。

三 変更年月日

平成十八年八月四日

(四〇八) シルバー人材センター連合の住所及び事務所の所在地の変更の届出

高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第四十五条において準用する同法第四十一条第四項の規定により、次のとおりシルバー人材センター連合の住所及び事務所の所在地を変更する旨の届出がありました。

平成十九年八月七日

山口県知事 二井 関 成

一 名称

社団法人山口県シルバー人材センター連合会

二 変更の内容

(一) 住所を山口市中央四丁目三番六号とする。

(二) 山口市後河原一五〇の一に設置した事務所を山口市中央四丁目三番六号に移転する。

三 変更年月日

平成十九年五月二十四日

(四〇九) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成十九年八月七日

山口県知事 二井 関 成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品の購入

(一) 物品の名称及び数量

小中学校事務ネットワークシステム用端末機器 一式

(二) 物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十九年十一月五日

(四) 納入場所

山口県教育庁義務教育課ほか四百五十八箇所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十七年山口県告示第三百七十六号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成十九年山口県告示第五十五号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県会計管理局物品管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県会計管理局物品管理課

(三) 受領期限

平成十九年九月十八日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成十九年九月十九日午前十一時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課第二入札室

(二) 日時

平成十九年九月十九日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者  
山口県知事 二井 関成
  - (二) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (三) 契約書の作成の要否  
要
  - (四) 契約保証金  
免除する。
  - (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。
  - (六) 詳細については、山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三―三九六〇)に問い合わせること。
- 十一 Summary
- (1) Branch office in charge of contract: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government
  - (2) Name and quantity of the products to be purchased: Personal computers for the office network system for elementary and junior high schools and 458 other places
  - (3) Delivery period: November 5, 2007
  - (4) Delivery place: Compulsory Education Division, Yamaguchi Prefectural Board of Education
  - (5) Section in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-

3960)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., September 18, 2007  
(In case of bringing a tender: 11:00 A.M., September 19, 2007)



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成十九年八月七日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
教育庁義務教育課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る特定役務の名称及び数量  
小中学校事務ネットワークシステム開発業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
平成十九年七月十日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地  
株式会社日立情報システムズ 東京都品川区大崎一丁目二番一号
- 六 落札金額  
七千二百三十三万二千四百円
- 七 入札公告日  
平成十九年五月二十九日
- 八 その他
  - (一) 契約担当者  
山口県知事 二井 関成
  - (二) 調達方法  
購入等
  - (三) 落札方式  
最低価格



平成十八年度山口県市町村職員共済組合決算の要旨

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十二条第三項の規定により、平成十八年度山口県市町村職員共済組合決算の要旨を次のとおり公告します。

平成十九年八月七日

山口県市町村職員共済組合理事 河内山 哲朗

貸借対照表及び損益計算書の要旨

(単位 千円)

区分	短期	長期	業務	保健	保健 <sup>2)</sup>	宿泊	貯金	貸付	基礎年金 支払
(収入)									
負担金	4,473,215	17,143,786	143,971	262,962					
掛金・任意継続掛金	4,597,010	8,467,398		262,882					
施設収入・商品売上げ					113,914	258,844			
基礎年金交付金・基礎年金 国庫金		1,855,082							1,549,809
利息及び配当金	2,344	1,103,274	136	1,542	12	20	691,585	125	
その他収入	395,567	25,777	1,205	6,954	1,330	2,075	17,338	330,637	
他経理からの繰入金			69,118		110,000	70,000			
前年度繰越支払準備金	785,564								
前年度繰越長期給付積立金		68,153,051							
計	10,253,700	96,748,368	214,430	534,340	225,256	330,939	708,923	330,762	1,549,809
(支出)									

給付・一部負担金払戻金・ 基礎年金	4,825,055	28,549,430																		1,548,479
役員報酬・職員給与			132,516	30,253	36,323	69,884	40,742	43,057												
旅費・事務費			19,972	2,886	1,825	1,080	2,669	2,643												
商品仕入れ					528	5,010														
飲食材料費					27,429	83,662														
委託費・委託管理費			17,486	7,319	13,635	22,598	4,003	1,688												
支払利息					4,085		230,889	267,085												
連合会払込金	161,013							31,268												
その他支出	1,014,923	848	49,695	358,913	154,892	164,356	7,492	27,975												1,330
老人保健拠出金	1,612,292																			
退職者給付拠出金	1,489,925																			
基礎年金拠出金負担金		6,205,770																		
他経理への繰入金	26,556	42,562		180,000																
次年度繰越支払準備金	758,144																			
次年度繰越長期給付積立金		61,949,758																		
計	9,887,908	96,748,368	219,669	579,371	238,717	346,590	285,795	373,716												1,549,809
当期利益金又は当期損失金 (△)	365,792		△ 5,239	△ 45,031	△ 13,461	△ 15,651	423,128	△ 42,954												
支払準備金	758,144																			
長期給付積立金		61,949,758																		



資 本 剩 余 金			53,165	25,350	1,228,581	755,282			
利益剰余金又は欠損金(△)	792,662		139,792	377,409	△ 369,194	△ 58,617	1,824,368	433,644	

平成十九年八月七日印刷  
平成十九年八月七日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）